

第4回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会 論点ペーパー

本資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」の記載及びこれまでの本専門委員会の御議論を踏まえ、事務局において第4回の専門委員会の議論の材料として論点を整理したものである。

I 親権を行う者がない子を適切に監護等するための手当て

1 問題の所在等

親権を行う者がない子を適切に監護養育するために、未成年後見人に関する制度等を見直すことについて、検討するものである。

親権者の親権を制限した結果として親権の全部又は一部を行う者がいない状態になる場合には、通常、子を適切に監護等するためにその権限を（親権者に代わって）行使する者が必要となる。民法においては、このような者として未成年後見人が選任されることが予定されている*1。

もっとも、未成年後見人については、未成年後見人となる者を確保するのが困難であるという現実的な問題がある。その原因としては、未成年後見人の個人としてのプライバシーが明らかになるという問題²や、報酬確保が困難であるという問題³等が指摘されている。そして、このように未成年後見人の引受手の確保が困難であることが、親権喪失制度が積極的に活用されていない理由の一つであるとの指摘もされている（事案I参照）。

事案I：親権者について親権喪失の原因があるが、親権を喪失させた後に、未成年後見人を引き受けってくれる者を確保することができないので、親権喪失宣告の申立て自体がちょうどよされる事案。

*1 民法第838条第1号は、未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに、未成年後見が開始する旨を規定する。

*2 個人として未成年後見人に選任される場合には、個人としての本籍等が未成年者の戸籍に記載されることとなる。

*3 後見人の報酬は被後見人の財産の中から支払われるものとされている（民法第862条）。

現在、児童相談所長等が個人として未成年後見人に選任されることがあるが、このような運用については、上記のようなプライバシーに関する問題があるほか、異動等により役職を離れることなどを考えると、個人の立場で未成年後見人となることは実情にそぐわないなどといった指摘がされているところである。

以上のような点を踏まえ、未成年後見人の引受手を確保するとともに、それが困難な場合であっても親権を行う者のいない未成年者を適切に監護養育することができるようにするために、現在ある制度をどのように改正し、又はどのような制度を新たに設けるのが適切かといった観点から「児童虐待防止のための親権制度研究会」において検討がなされた。

2 法人による未成年後見

※ 法制審議会において、検討中の論点。

(1) 現状とその問題点等

未成年後見人については、その権利義務の内容が未成年者の身上監護に重点が置かれていることなどから、民法上、法人を選任することはできないものと解されている。しかしながら、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりであり、そのため、引受手の選択肢を広げるために、法人を未成年後見人に選任することができるようになることが考えられる。

(2) 今後の検討課題等

もっとも、法人を未成年後見人に選任することができるものとすることについては、現在、それが認められていない上記理由にも相応の合理性があると考えられるところであり、法人が未成年後見人の職務を行うことが適当かどうかについての検討が必要である。この点については、例えば、事実上自立した年長者の場合であれば、未成年後見人が現実に引き取って世話をすることではなく、財産に関する権限の行使が主な職務となることを考えると、法人が未成年後見人の職務を行うことは不適当であると一般的にはいえないとの意見等があった。

また、現に未成年後見人としての適格性を有する法人がどの程度存在するかが明らかでないといった実際上の問題もある。この点については、例えば、社会福祉法人が運営する児童福祉施設から自立した未成年者に親権を行う者がいないよ

うな場合には、当該法人を未成年後見人に選任するといったことが考えられるとの指摘があった。

法人による未成年後見については、今後、以上のような点を踏まえ、更に検討が深められることが期待されるが、そのためには、実態等の把握も重要であると考えられる。

なお、法人を未成年後見人に選任することができるものとするかどうかの点と併せて、未成年後見人は一人でなければならないとする民法第842条の規定の見直しについても検討する余地がある。この点については、未成年後見人を複数選任することができるものとし、例えば、未成年者自身に多額の財産があるような場合に、身上監護については親族から未成年後見人を選任しつつ、財産管理については法律の専門家等から別途後見人を選任することができるようにもよいのではないかとの意見もあった。他方で、未成年後見人の職務の性質上、複数の未成年後見人間の方針に齟齬が生ずることが未成年者の福祉の観点から相当ではなく、その弊害は権限の調整規定によって解決し得る性質のものではないと考えられることなどから、慎重に検討すべきとの意見もあった⁴

3 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い

(1) 現状とその問題点等

施設入所中の児童で親権者及び未成年後見人のないものについては、施設長が、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされているが（児童福祉法第47条第1項）、里親等委託中又は一時保護中の児童については、現行法上、未成年後見人の選任で対応しなければならない。

しかしながら、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりである。そこで、里親等委託中又は一時保護中の児童についても、親権者及び未成年後見人がないときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が個人としてではなく機関として親権を行うものとすること

*4 平成11年民法改正の際にも、本文記載のような理由から、同改正前の第843条による未成年後見人の数を一人とする規律が維持されたという経緯がある。

が考えられる。

(2) 今後の検討課題等

もっとも、親権者及び未成年後見人のない児童に対し親権を行う主体については、現行制度において施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされていることにかんがみ、一時保護中の児童に対しては児童相談所長とし、里親等委託中の児童に対しては里親等とすることも考えられる⁵。この点については、それぞれの場面において、どの主体が親権を行うものとするのが児童の福祉にかなうかといった観点から、施設長、里親等、児童相談所長それぞれの現状や特質等も踏まえて、検討する必要があると考えられる。

4 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がないときの取扱い

(1) 現状とその問題点等

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者及び未成年後見人がないときには、未成年後見人の選任で対応しなければならない⁶が、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりである。

そこで、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のないものに対しても、その福祉のため必要があるときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権

*5 現在、施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされている点を変更し、施設入所中、里親等委託中及び一時保護中のいずれの場合であっても、児童相談所長が親権を行うものとするのが適当であるとの意見もあったが、他方で、現在、施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされていることについて、特段の不都合は指摘されておらず、これを変更する必要性は乏しいとの意見があった。

*6 ただし、平成19年改正法により、児童相談所長が未成年後見人の選任を請求した未成年者（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対しては、当該児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた（同法第33条の8第2項）。

を行うことができるものとするか、又は、行政機関としての児童相談所長をその未成年後見人に選任することができるものとすることが考えられる⁷。

(2) 今後の検討課題等

ア 制度創設の相当性等

もっとも、児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人として、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者の監護等を適切に行うことができるのかといった実務的な問題があるほか、そのような未成年者について、児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることが相当な事案は、真に未成年後見人の引受手を確保することができない場合などに限られるのではないかといった問題があることから、これらの点について、更に検討する必要がある。

なお、機関としての児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されるものとすれば、上記のようなプライバシーや報酬に関する問題が解決し、

*7 具体的には、施設から自立した後の未成年者について、未成年後見人の引受手の確保ができない、住居の確保や就職などに支障を来す例があり、そのような場合に、児童相談所長が未成年者を代理したり未成年者自身の行為に同意したりすることができるようにするのが相当であるとの意見がある。

その点に利点があるといった意見があった⁸。

イ 具体的制度設計

児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることがあるものとする制度設計については、家庭裁判所において児童相談所長を未成年後見人に選任することができるものとすることも考えられるが、家庭裁判所による選任によらず、例えば、都道府県知事による判断等に基づき、行政手続によって、児童相談所長が未成年者の親権を行うものとするような制度設計も考えられる。

児童相談所長が未成年者の親権を行うものとする制度設計とする場合には、具体的にどのような場合に親権を行うことができるものとするか、どのような手続とするかなどの点について、更に検討を進める必要がある。

また、家庭裁判所において児童相談所長を未成年後見人に選任することができるものとする制度設計とする場合においても、司法と行政との関係等にかんがみると、行政機関である児童相談所長が、私人の未成年後見人と同様、家庭

*8 未成年後見人に私人である個人が選任されることについては、未成年者が第三者に対し加害行為を行ったときに、監督義務者の責任等（民法第714条、第709条参照）を負うおそれがあり、そのことが未成年後見人の引受手を確保するのを困難にしている一因であるとの指摘もされている。

仮に、機関としての児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることがあるものとした場合に、未成年者が第三者に対し加害行為を行った場合等の責任について、國家賠償法の適用があるのであれば、児童相談所長の個人としての責任は発生せず、公金において負担することになると考えられる。他方、民法（不法行為法）の適用があるのであれば、個人責任を免責し、又は公金において負担するものとするのが相当かどうか、相当であるとしてそのためにはどのような立法上の手当てが必要かといった点について、更に検討する必要があると思われる。

この点に関連して、一般的に未成年後見人の負担や責任を軽減すべきとの意見もあり得るが、少なくとも、未成年後見人の民法（不法行為法）上の責任自体を軽減することについては、民法の体系に対する影響が大きいことなどから、慎重に検討する必要があると思われる。また、負担の軽減については、保険制度の整備などによる対応が期待されるとの指摘がある。

裁判所による直接の監督に服するものとするのは相当でないと考えられる。そこで、児童相談所長による後見事務の適正を確保するための制度設計について、更に検討を進める必要がある。

なお、制度設計の点に関連して、民法上は、法律上の親でない者が親権を行うということは原則として想定されておらず、法律上の親でない者が親権者と同様の権利義務を有する場合を後見と位置付けていることから、行政機関である児童相談所長が親権を行うものとすることについては、慎重に検討すべきとの意見があった。この点については、現行制度においても、児童福祉法第47条第1項において施設長が親権を行う場合が、同法第33条の8第2項において児童相談所長が親権を行う場合が、それぞれ規定されていることから、児童相談所長が親権を行うものとしたとしても、必ずしも法体系上の問題があるわけではないと考えられる。もっとも、民法と児童福祉法との有機的関連という点も踏まえ、法体系全体としてどのように考えるのが適切かという観点から、更に検討すべき事項であると考えられる⁹。

【参考】

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- 第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。
- 2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

*9 この点は、3の里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいないときについても、同様に検討すべき事項であると考えられる。